

京都市教育委員会教育長告示第15号

京都市生涯学習総合センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市生涯学習総合センター（分館を除く。以下同じ。）の開館時間を臨時に変更し、及び同センターを臨時に開館します。

平成23年2月2日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

1 京都市生涯学習総合センターの開館時間を変更する日及び変更後の開館時間

| 開館時間を変更する日 | 変更後の開館時間 |
|---|--------------|
| 平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの日曜日。ただし、平成23年4月17日（日）、同年5月15日（日）、同年6月26日（日）、同年7月10日（日）、同月24日（日）及び平成24年1月1日（日）を除く。 | 午前9時から午後5時まで |

2 京都市生涯学習総合センターを臨時に開館する日

| | |
|----------|---|
| 臨時に開館する日 | 平成23年9月6日（火）、同月20日（火）、同年10月4日（火）、同月18日（火）、同年11月1日（火）、同月15日（火）及び同月29日（火） |
|----------|---|

（生涯学習総合センター事業部総務課）